**９　特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程変更届**

|  |
| --- |
| **留意事項・関係書類等・根拠法令等** |

■留意事項

　提出期限は、４月に変更する場合には、変更しようとする年の１月末日までであり、年度途中から変更しようとする場合には、随時であること。

■関係書類

　１　変更の事由及び時期を記載した書類

　２　変更に係る条文の新旧比較対照表

　３　新規程

　４　設置者が法人の場合は、変更に関する理事会及び評議員会の決議録

■　根拠法令等

　　学政令27の２①、学施細15

様式第31号（第15条関係）

年　月　日

　　　岩手県知事　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校法人の名称及び

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 主たる事務所の所在地　学校法人の名称及び主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　氏名　　　　　印

特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程変更届　　　　　　　　　　　　　　　通信教育に関する規程変更届

　　学校教育法施行令第27条の２第１項の規定により、　　　　学校高等部の通信教育に関する規程を変更したいので、関係書類を添えて、届け出ます。

　　（Ａ４）